

食品安全対策協議会委員と副知事との意見交換会議事録

司 会

只今から、平成17年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。
本日は、ご案内のとおり「岐阜県の食品安全行政について」原副知事と皆様方との意見交換会として開催させていただきます。
はじめに、原副知事からご挨拶申し上げます。

原副知事

昨年4月に岐阜県食品安全基本条例が施行され、この条例に基づき岐阜県食品安全行動基本計画を策定し食品安全行政を推進しているところです。この基本計画策定にあたり、皆様方から貴重な御意見をいただきありがとうございました。本年、知事が替わり、現在、県政の総点検を実施しています。本日は、食品の安全安心ということでご意見をいただきたい。

司 会

続きまして、協議会会長の杉山先生からご挨拶をお願いします。

杉山会長

最近5年ぐらいは、新聞に食のことが掲載されない日はない。俳句や短歌まで掲載されています。私が学生の頃には、農、食など新聞に載るなんてことはありませんでした。非常に特徴的なことと感じています。BSE、コイヘルペスなどをきっかけとして、県民の関心が高まってきています。行政が行う施策だけに期待するのではなく、県民一人ひとりがどう取り組むべきかということが非常に重要な時期になってきています。そういう意味で、本日は、いろいろな意見を出していただきたい。

司 会

ありがとうございました。
本日出席いただいております委員の皆様のご紹介は、お手元に配布しております名簿をもって替えさせていただきます。
それでは、以後の進行につきましては、杉山会長をお願いいたします。

杉山会長

それでは、平成17年度第1回食品安全対策協議会をはじめます。
先ほど説明がありましたように、本日の協議会は原副知事さんとの意見交換会として開催いたします。
意見交換会に入る前に、これまでの経緯や県の食品安全・安心施策の概要について、事務局から簡単に報告をしてもらいます。

事務局

<報告 15分程度>

杉山会長

ありがとうございました。
県の食品安全・安心対策の概要について報告をしていただきました。
さて、県では、平成13年のBSE発生を始めてとして、食品に対する種々の問題に対処するため、色々な施策を講じてきておられます。
特に、県民の意見を施策に反映させるため、この食品安全対策協議会を平成14年8月に設立し、委員の皆さまと意見交換を実施してきました。
設立当初からの委員の方々は、足かけ4年間にわたり県の食品安全行政と関わりをもってきたこととなります。
そこで、これまでの県の「食品安全・安心対策」についての評価又は感想と今後の取り組みに対するご要望・ご提言についてご発言をいただきたいと思います。
それでは、消費者の方から順にご発言をお願いしたいと思います。
食生活改善連絡協議会会長様から自己紹介と併せて、よろしく申し上げます。
なお、お一人様3から5分程度でお願いします。

辻委員

私たちは食生活の改善を目指した健康づくりの活動を実施しています。昨年策定された食品安全行動基本計画ですが、当会には会員が約 6000 人おり、なかなか浸透していません。ハンドブックを活用して食品の表示について学んだり、安全な食品を選択することなどを推進してきました。食べることは 1 日も休むことができません。食品の安心安全は非常に関心が高い。食品の安全性に関する講習会、生産現場の視察など、消費者の理解を深めるうえで良いことと思いますので、これからも継続して行ってほしい。

松原委員

多少高くてもぎふクリーン農業のロゴマークがついた商品を購入すれば、残留農薬については安心ですよというような説明をしています。野菜等については安全と思っていましたが、ある「かき」の産地で、農協に提出する農薬の書類は農協のいうように記載して提出しているが、隣家の消費者が見るところ、実態はどう見ても、そうではないということです。そういう実態があるそうです。

金山委員

現在は、健全な食生活、子供に対する食育について活動をしています。食品の安全安心を消費者に説明するときに、リスクの評価とリスクの管理をきちっと分けて考えていかないと分かりにくいのではないかと思います。リスクの管理についてはこの協議会でも相当検討がなされてきたが、リスクの評価の内容についてはあまり表に出てきていない。消費者は、このリスク評価の仕方、内容を一番知りたいと思っています。評価の仕方は、食品一つ一つで異なるわけですから、すべて開示というのは困難かもしれません。しかし、消費者に納得していただくためには、もう少し詳細に説明することが必要だと思います。安全な食品を提供しますという言葉はあるが、中身がなかなか出てこない。ここに問題があるのではないかと感じました。

BSE、鳥インフルエンザ、公衆衛生検査センターの分析ミスなど、次々と、食品は安全ではないと思わせるような事件が起きています。きめ細かい情報開示が必要ではないかと思います。

牛丸委員

昨年、ぎふクリーン農業体験でトマトの生産地を見学しました。参加者みんな非常に喜んでいましたので、今後も続けていけたらと思っています。

スーパーのお総菜売り場について、フタもなく、ただ盛り上げられて、埃がかかるような状態で売られています。これだけ衛生、衛生といわれている状況の中で何故でしょうか。

お総菜の原料として使われているものについては、原産地などよく分からずにみんな買っています。若い方など、安易に子供さんなどに食べさせていて、自分で料理をする人が減ってきています。食品の安全安心を考える前に、若い人にそういうことを指導して行って欲しいと思います。

山田委員

子供が、幼稚園、小学校、中学校と継続的に食育を受けており、帰ってきて教えてくれるので、子供から学んでいるということも多いです。

成分表示が不十分であると感じています。ある消費者は、生協の製品であればいいけど、他のメーカーのものは買えないという形で、メーカーを指定するぐらい表示を信用していません。アレルギー体質のお子さんは、今は、特殊ではないので、お母さん方にやさしい表示をお願いします。

足立委員

食品安全基本条例は、県議会で発案し制定しました。この条例は、「言うは易し行うは難し」と言えるのではないかと思います。また、国の方で食育に関する法律もできました。これにならって議会の方で食育に関する条例もということで勉強を始めました。食品安全と食育の両方で協議をしていかないと、本当の意味での食生活の改善につながっていかないのではないかと思います。

杉山会長

当食品安全対策協議会は、生産者、消費者、流通業者という方が、一堂に集まっています。いろいろな議論をするユニークな場です。条例、行動基本計画ができ、これを5年後までに実行しようということです。更にいろいろな意見を伺いたいと思います。

立石委員

ぎふクリーン農業は10%程度の取り組み状況であるということですが、これを、もっともっとあげていかないといけない。

これだけ安全安心と叫ばれてはいますが、実際、消費者は、果物であれば味、鮮度、品質、そしてやはり価格で商品を選ばれています。消費者が購入した商品を食べたおいしいと感じたときに、その商品自体にマークなどのPRがされていることが重要だと思います。

10年ぐらい前は、JAS認証のコーナーを作っても商売にならなかったが、ここ何年かはそういった商品がきちっと売れるようになってきました。ぎふクリーン農産物の良さをもっとPRすることが、ぎふクリーン農業の推進につながると思います。

藤井委員

生産者、小売業の方の安心安全に対する考え方、取り組みがずいぶん変わってきたと感じています。我々流通業者もそのように取り組んでいかないといけないという気運が高まっています。

着眼点2に、県民の視点に立った安心感の向上というものがありますが、これが一番難しいのではないかと思います。条例、行動基本計画と出来たわけですが、何人の県民の方が知り、有意義な情報としてみていただけているのかと考えたときに、まだまだ、消費者の方に情報が行き渡っていない。もっともっと、アピールすべきであると思います。

消費者の視点で考えたときに、その食品を安心して買えるのか買えないのか、選択肢は○か×かのどちらかしかない。単純明快に分かるような表示によって消費者が買えないといけない。トレーサビリティ、農薬の使用履歴など、インターネットで消費者が調べられるようになってきたが、消費者は100%理解できないと思います。消費者が知りたいのは、その食品が安心なのか、安心でないのかこの点だけです。○か×これを消費者にどう伝えていくか、これを作ることが今後の課題だと思います。

竹腰委員

朝市連合会に入っているところが240～250、連合会に入っていないところが100～150ぐらいあります。この会に入っていないところをすべて会に入れていかないと安全安心の問題は解決していきません。

大きな農家は、JAに出荷しており、勉強会、農薬検査などしっかりやっています。しかし、朝市は、小さな農家(おじいさん、おばあさんだけでやっているような)がほとんどです。こうした農家に誰が農薬の使用方法を説明するのか。私は、消費者に教育してもらいたい。買い物をするときに「農薬怖いんです。大丈夫ですか。」この一言でいいんです。生産者(おじいさん、おばあさん)に刺激を与えて欲しい。

大きい農家も小さい農家も、農協を頼りにしている。農協はもっと勉強をして欲しい。質問しても回答が帰ってこない。普及センター、県から、農協の指導をもっとしっかりしてもらいたい。

中野委員

農薬の使用は最低限にする。使用を避けるためなら何でもやる。また、少ない労力でいいものを作りたい。ということで生産をしています。

消費者、仲卸の方も産地に対して何でも言ってください。徹底して言ってください。これこれだからダメだと言ってください。

「この野菜はどんな農薬を使っていますか。」という問い合わせが農協経由でスーパーからきたとき、30分以内に回答出来ないところは産地として認めてもらえません。消費者も生産者も意識が変わってきています。どんどん意識改革を進めていって欲しいと思います。

加藤委員

この会が立ち上がった当初は、このままでは農家がつぶれてしまうのではないかという気持ちでした。しかし、私たちの取り組みが消費者の方に理解をされてきていることが励みになっています。

昨年、社団法人ぎふクリーン農業研究センターを立ち上げました。昨年152件(基準超過はありませんでした)、本年約700件を検査する予定です。しかし、ポジティブリスト制度の導入により、714項目が対象となります。とても生産段階では補いきれない状況になってきます。また、ぎふクリーン農業はまだまだ広範囲に浸透しているとはいえません。しかも、ぎふクリーン農業は大変な労力とコストがかかるものだということをご理解いただきたい。平成15年度の岐阜県の自給率はカロリーベースで38%(全国40%)です。平成18年度末で45%という県の目標も踏まえて生産振興に力を入れるべきです。

食育については、自分の家庭、学校、社会の中などで我々が責任を持ってやっていくことだと思います。行政だけに依頼するのではなく、我々自身が真剣に考えていかないといけない。

上田委員

農薬から食品表示まで食品のすべてを網羅して行動計画を策定されている。しかし、これがどれだけ県民の方に浸透しているかということ、ただ県でやっているだけとなっているのではないか。これを県民にどうやって意識付けしていくかが課題だと思います。

杉山会長

「食の安全シンポジウム」、「地産地消シンポジウム」など、いろいろ浸透させるための努力をしていますが、浸透していない。対策としては、県と市町村、県と県民との連携、この連携をもっとやっていかないといけないと思います。多くのシンポジウムは、中央省庁から偉い先生を呼んで講演をしてもらいます。これは、総論で終わってしまっています。そのあと、岐阜県でそれをどう進めるかという各論まで進んでいません。総論→プランまで出来てきた、あと、5年間の実行をどう進めていくか。これが課題です。

BSEの時の岐阜県の対応は良かった。茨城の鳥インフルエンザの時は、情報の伝達が少し遅かった。情報の迅速性が必要だと思います。

生産者が農薬の自主検査をしています。しかし、生産者が自ら実施した結果で安全ですよといってもダメだと思います。第三者的な機関で認証するようなシステムを作ると良いと思います。

松原委員

農協に検査を実施するところが出来ましたので、朝市に出す野菜もしっかり検査をして消費者が安心して買えるようにしてもらいたい。

金山委員

岐阜県産と名の付くものは安心であるという意識を消費者が持つような教育が必要だと思います。情報のキャッチ、これは難しい言葉ではダメです。情報は、人と人のつながりの中で信じていくものです。正しい情報を、如何に私たち団体が伝えていくかだと思います。

竹腰委員

ぎふクリーン農業について、手続きが面倒である。もう少し、簡素に実施できる仕組みを作ってもらいたい。ぎふクリーン農業に近いことはみんなやっている。しかし、ぎふクリーン農産物といっても高く売れるわけではないし、そんな面倒な手続きはやらないというのが実情です。消費者の方にはぎふクリーン農産物を

褒めて買ってもらいたい。生産者を励ますよう消費者にも努力していただきたい。

牛丸委員

私たちはもっと賢い消費者にならなければいけない。虫食いは、安全な商品です。我々の意識改革をしていく必要があると思います。

塩谷理事

安全と安心は違います。安全はある程度数値で示されて出てくるものです。行動計画を策定して、実行をしてきて約1年が経過しましたが、目標の達成率を見てみますと、104%という状況です。検査をしても基準を超過するようなものはありません。今後は、安心感の向上に向けて努力をしていかなければいけないと考えています。県内産のものであれば絶対大丈夫であるという認識を構築していかなければいけません。いろいろな立場で、場所でPRしていく必要があります。

農薬、添加物などいろいろな検査を実施しており、検査結果は全てホームページに掲載しています。しかし、やはり少し分かりにくいと思っております。この点については今後改善していく必要があると考えています。

食品関連事業者、消費者、行政が連携し、こういう機会を含め交流を深め、浸透をさせていきたいと思っております。まだ出来たばかりの条例、行動計画ですので、地道な取り組みが必要であると考えています。

ぎふクリーン農業については、目標を立てて実施しており、16年度も年度達成率は100%を超えています。着実に進んでいます。

杉山会長

最後に、原副知事さんから、本日の感想も交えて一言お願いします。

原副知事

本日は貴重なご意見をありがとうございました。

消費者の方は、情報開示、リスクをどうしていくかということに非常に関心を持っておられ、生産者の方もそこを十分意識されながらどうやっていこうかという悩みを抱えておられる。また、流通業者の方はその間を取り持ってやっておられます。

基本計画は作ればいいわけではなく、実行して初めて意味があるわけですから、実行していくということをきちっとやっていきたいと思っております。基本計画は、出来て1年強ではありますが、もしも見直すところがあれば必要に応じて見直していきたいと思っております。

県政の総点検ということで、8月末ぐらいには中間の取りまとめを予定しております。課題の整理が中心になると思っております。来年初めには提言をまとめて来年度以降の予算に反映していきたいと思っております。

また、組織の見直しも実施しております、中でいろいろと議論しております。

杉山会長

どうもありがとうございました。

それでは、平成17年度第1回食品安全対策協議会を終了します。

司 会

杉山会長には、円滑な協議会の進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第1回食品安全対策協議会」を終了させていただきます。

ありがとうございました。